

○遊技機調査員運用要綱の制定について

(平成 26 年 3 月 19 日例規第 29 号)

この度、別添のとおり「遊技機調査員運用要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

遊技機調査員運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、ぱちんこ営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 4 条第 4 項に規定する営業をいう。以下同じ。）における、不正改造を施した違法遊技機の設置に係る摘発及び未然防止を図るため、遊技機の実地調査等を行う遊技機調査員の身分、勤務等について、静岡県警察会計年度任用職員任用等取扱要綱の制定について（令和 2 年例規第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 別称

遊技機調査員の別称を「許認可サポーター」とする。

第 3 勤務時間の割振り基準

遊技機調査員の勤務時間等の割振りは、次の基準に基づき署長が定める。

- 1 週間における勤務日は 5 日間とし、1 日当たりの勤務時間は 6 時間又は 5 時間とする。ただし、署長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 勤務時間は、次の 6 基準とし、週 4 日を A・B・C 勤務の中から、週 1 日を D・E・F 勤務の中からそれぞれ選択することができる。ただし、事務の都合によりこの基準により難しい場合は、署長の定めるところにより、変更することができるものとする。
 - (1) A 勤務 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 - (2) B 勤務 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
 - (3) C 勤務 午前 10 時 15 分から午後 5 時 15 分まで
 - (4) D 勤務 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 - (5) E 勤務 午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
 - (6) F 勤務 午前 11 時 15 分から午後 5 時 15 分まで

第 4 勤務場所

遊技機調査員は、本部長が指定した署の生活安全（刑事生活安全）課に所属し、署長の指揮の下に勤務する。

第 5 身分証明書等

- 1 遊技機調査員は、勤務時間中、身分証明書（様式第 1 号）を携帯し、関係者から請求があったときは、提示しなければならない。

2 遊技機調査員は、勤務時間中、指定した腕章（様式第2号）を着装するものとする。ただし、着装することが適切でないと署長が認める場合はこの限りでない。

3 遊技機調査員は、各種作成書類に職名を記載するときは、「遊技機調査員」と表記する。

第6 職務

遊技機調査員は、次に掲げる業務に従事する。

1 ぱちんこ営業の許可並びに遊技機の認定及び変更の承認に係る申請書類の審査
2 前記1の申請書類に係る遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第8条に規定する基準に該当するか否かの調査（以下「遊技機調査」という。）

3 遊技機調査に係る認定遊技機チェック表の作成

4 許認可に係る申請（届出）等の受付業務など定型的な事務の補助

5 その他署長から命ぜられた事項

第7 職務上の留意事項

遊技機調査員は、職務を行う上で、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 基本的留意事項

(1) 特別な権限が付与されているものでないことを十分認識し、職務範囲を逸脱しないように慎重かつ適切に行うこと。

(2) 常に身体、服装及び態度を清潔かつ端正にし、品位の保持に努めること。

(3) 署員と緊密な連携を図り、円滑かつ効果的な活動に努めること。

(4) 職務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

2 具体的留意事項

遊技機調査を実施するときは、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第2条の規定に準じて行い、施行規則第8条の「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当していないかを厳格に調査すること。

第8 運用上の留意事項

署長は、遊技機調査員の運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 遊技機調査員に対し、個人情報の保秘に関する事項のほか、遊技機調査に必要な指導教養を計画的に実施すること。

2 署幹部による指導監督を励行させ、勤務実態を常に把握すること。

3 署員及び関係機関・団体との連携に努めさせ、良好な関係を保持させること。

第9 報告

省略

第 10 派遣要請

- 1 遊技機調査員が配置されていない署の長は、生活保安課長に連絡の上、遊技機調査員が配置されている署の長に対し、遊技機調査員派遣要請書（様式第 5 号）により、遊技機調査員の派遣を要請することができる。
- 2 前記 1 の規定による要請を受けた署の長は、必要であると認める場合には、派遣を承認するものとする。この場合において、派遣された遊技機調査員は、派遣先の署長の指揮の下に勤務するものとする。